

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

職場意識改善助成金を活用しましょう

期限あり!!

～ 職場環境改善・改善基盤整備コースのご案内(概要) ～

1. 対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が9日未満または月間平均所定外労働時間数が10時間以上で、所定外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、その他労働時間等の設定の改善に取り組む中小企業事業主

2. 助成対象となる取り組み(いずれか1つ以上実施)

○労務管理担当者に対する研修	○労務管理用ソフトウェア	} などの 導入・更新
○労働者に対する研修、周知・啓発	○労務管理用機器	
○外部専門家によるコンサルティング (社会保険労務士、中小企業診断士など)	○デジタル式運行記録計	
○就業規則・労使協定等の作成・変更 (年次有給休暇の計画的付与制度の導入など)	○テレワーク用通信機器	
	○労働能率の増進に資する設備・機器等	

3. 助成を受けるにあたっての改善成果目標(必須項目)

年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を1日以上増加
所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数を1時間以上削減

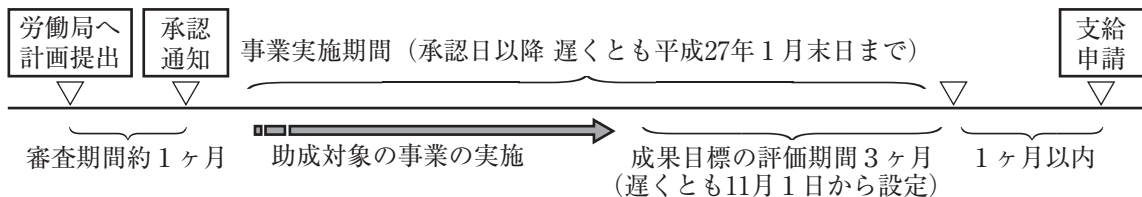
*設備・機器導入経費の助成については、これとは別に要件があります。

4. 助成率と上限額

成果目標の達成状況	対象経費の助成率	1企業あたりの上限額
両方とも達成	3/4	80万円
いずれか一方を達成	5/8	66万円
いずれも未達成	1/2	53万円

*必要経費でも支給対象とならないものもありますのでご注意ください。

5. 受給までの流れ(計画例)



助成金事業の実施承認申請書(計画)の労働局への提出期限は10月末日となっていますが、実施承認の審査があり、また取り組む内容によっては時間を要しますので早めに提出しましょう。

その他詳細についてはこちらで、厚生労働省 職場意識改善助成金パンフレット

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000045082.pdf>